南極選挙人証

選挙人名簿に記載
されている住所

氏　　名

上記の者は、選挙人名簿に登録されていることを証明する。

平成何年何月何日交付

都（何道府県）何郡（市）(区）何町（村）

選挙管理委員会委員長　氏　　名　印

選挙	選挙期日	令第53条の規定による投票用紙の交付	令第59条の８の規定による投票送信用紙の交付		不在者投票用紙の返還	投票送信用紙の返還	通常の投票
			南極地域調査組織の長に対する交付	南極調査員に対する交付			
第何回衆議院議員総選挙（第何回参議院議員通常選挙）	平成何年何月何日	何県何郡(市)(区)何町(村)交付	何県何郡(市)(区)何町(村)交付	交付	受領	受領 選挙管理委員会委員長　印	交付

備考　この証明書の有効期間は、交付の日から南極調査期間が満了する日（何年何月何日）までとする。

備　考

1　用紙はなるべく上質の厚紙を用いなければならない。

2　令第35条第３項の規定によつて記入する場合においては、「通常の投票」欄に「交付」と記入するものとする。

3　令第53条第１項の規定によつて記入する場合においては、「令第53条の規定による投票用紙の交付」欄に「交付」と記入するとともに、当該市町村名を併せて記入しなければならない。

4　令第59条の８第３項において準用する令第59条の６第４項の規定によつて記入する場合においては、「隊長に対する交付」欄に「交付」と記入するとともに、当該市町村名を併せて記入しなければならない。

5　令第59条の８第３項において準用する令第59条の６第16項の規定によつて記入する場合においては、「投票送信用紙の返還」欄に「受領」と記入するとともに、当該選挙管理委員会委員長の印を押さなければならない。